

船舶事故調査報告書

平成30年9月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年12月14日 21時00分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市喜志鹿埼北東方沖 喜志鹿埼灯台から真方位045°12海里（M）付近 （概位 北緯30°58.6′ 東経131°13.4′）
事故の概要	漁船第三十八昌徳丸は、揚網作業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	平成29年12月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八昌徳丸、19トン KG2-3360（漁船登録番号）、有限会社昌徳丸 17.73m（Lr）×5.54m×1.89m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成9年6月29日
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年6月2日 免許証交付日 平成29年10月2日 （平成35年7月25日まで有効） 甲板員A 男性 50歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 4 海象：波高 約1.5m
事故の経過	本船は、4隻で構成するまき網船団の網船で、船長及び甲板員Aほか5人が乗り組み、喜志鹿埼北東方沖の操業海域で、平成29年12月14日20時00分ごろ揚網作業を開始した。 乗組員は、全員が右舷側の舷縁上部に設置されたサイドローラに沿って並び、甲板員Aが、船尾側から2人目の所で揚網作業に当たっていた。 甲板員Aは、網が狭められて、魚をすくう段階となった際、魚の重さで網が海中に沈まないよう、‘サイドローラに巻き込ませて網を留める作業’（以下「本件巻き込み作業」という。）を行おうとして、左手

で網を持って回転中のサイドローラの下方に網を巻き込ませようと挟み込んだところ、左手が網とサイドローラとの間に挟まれ、21時00分ごろ左腕がサイドローラに巻き込まれた。

船長は、船尾側から4人目の船橋壁の横で他の乗組員と共に揚網作業に当たっていたところ、甲板員Aの異変に気づき、サイドローラを停止させようと思ったときに、先に気付いた甲板員Aの隣の最船尾で作業を行っていた甲板員（以下「甲板員B」という。）が操作レバーに駆け寄って行き、止めたところを見た。

甲板員Aは、サイドローラに左腕の頸部付近まで巻き込まれ、船長が操作レバーでサイドローラを逆回転させ、船長及び甲板員Bにより救出された。

甲板員Aは、本船で鹿児島県肝付町内之浦漁港へ向かい、同漁港から救急車で鹿児島県鹿屋市内の病院を經由し、ドクターヘリで鹿児島市内の病院へ搬送された。

甲板員Aは、搬送先の病院で、頸髄損傷、第6頸椎脱臼骨折、左上腕骨骨折と診断された。

(写真1～写真3、付図1 事故発生場所概略図 参照)



写真1 本船右舷側の状況



写真2 本船右舷側の甲板員Aの作業場所



写真3 甲板員Aがサイドローラに左腕を巻き込まれた状況

その他の事項

甲板員Aは、本船に約1年間乗船し、本件巻き込み作業を何度も経験しており、ふだんは甲板員Bと声を掛け合い、甲板員Aが、サイドローラの回転を止めてから甲板員Bと共に本件巻き込み作業を始めていたが、本事故時、甲板員Bに声を掛けた後、初めて1人でサイドローラを回転させた状態で本件巻き込み作業を行った。

船長は、本事故時、網に魚が大量に入っていたので、甲板員Aが興奮状態であったのではないかと本事故後に思った。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

あり
なし
なし

本船は、喜志鹿埼北東方沖で揚網作業中、甲板員Aが、サイドローラを回転させた状態で本件巻き込み作業を行ったことから、左手が網と同ローラとの間に挟まれ、左腕が同ローラに巻き込まれて負傷したものと考えられる。

	<p>甲板員 A は、本件巻き込み作業を行う際、網に魚が大量に入っていたので、興奮状態で本件巻き込み作業を行っていた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、喜志鹿埼北東方沖で揚網作業中、甲板員 A が、サイドローラを回転させた状態で本件巻き込み作業を行ったため、左手が網と同ローラとの間に挟まれ、左腕が同ローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回転する機器に網等を巻き込ませる作業は、回転を一旦停止させてから行うこと。 ・ 船長は、大漁時でも落ち着いて作業するよう乗組員に注意喚起を行うことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

